

公益社団法人日本スカッシュ協会加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会(以下「本協会」という)定款に規定された加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体の区分)

第2条 加盟団体は、地区支部団体、都府県支部団体、学生連盟(以下「学連」という。)団体、と区分する。

2 学連団体は全日本、北海道、東北、関東、関西、九州の各学連で構成される。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、本協会の定款に定める本協会の目的及び事業に賛同し、本協会と連携し、協働するスカッシュ団体として、公正性、公平性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行い、以下の取り組みを自主的・自律的に行う。

- (1) スカッシュ競技者、愛好者の権利を保護しながら、心身の健康促進、青少年の育成、及び安全の確保に配慮し、スカッシュの健全な普及・発展を図ること。
- (2) スカッシュ団体としての組織運営の透明性を確保し、コンプライアンス(法令遵守)とガバナンス(統治)の強化・充実を図ること。

(地域ブロック区分)

第4条 本協会の地区支部の区分は次のとおりとする。

日本スカッシュ協会北海道支部	北海道
日本スカッシュ協会東北支部	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
日本スカッシュ協会関東支部	東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県
日本スカッシュ協会中部支部	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県
日本スカッシュ協会関西支部	大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県
日本スカッシュ協会中国四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

第2章 組織

(スカッシュ関係団体の組織)

第5条 加盟団体は、各地区、都府県、学連において、各スカッシュ競技統括団体として適切なる組織を有しなければならない。

- (1) 事業を行うのに必要な財政的基礎及び技術的能力を有していること。
- (2) スカッシュ競技における唯一の地区・都府県及び学連の統括団体であること。
- (3) 本協会の公認するスカッシュ大会やイベント、講習会、普及活動等を開催する活動意思を十分に有していること。

(正会員の選任と運営委員候補者の推薦)

第6条 加盟団体の代表者1名は、本協会の正会員となる事が出来る。

- 2 加盟団体は、当協会の運営委員候補者1名を理事会に推薦する事が出来る。

第3章 加盟団体への便益等

第7条 加盟団体は、次の便益等を受けることができる。

- (1) 本協会が行う加盟団体を支援する事業への参加、利用
※選手強化、大会公認、審判制度、コーチ制度、機関誌やHP、SNS等の広報事業、普及・振興事業、公式記録証明書発行、等
- (2) 本協会が加盟する機関から得る競技に関する情報の取得
※世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、等
- (3) 本協会が加盟する機関から得る情報のうち、本協会が提供可能な情報の取得
※スポーツ庁、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会、日本スポーツフェアネス推進機構、日本スポーツ仲裁機構、日本ワールドゲームズ協会、各種スポーツ団体等からの情報、等
- (4) 加盟団体としての公認大会の開催
公認大会の開催については別途公認大会運営マニュアルに定める。
※「公認大会運営マニュアル3.3.公認申請料支払い」により、JSA支部及び学生連盟の公認申請料は無料。
- (5) 加盟団体としての助成金、給付金の受給
※当該事業年度の事業報告書及び収支報告書を添えて申請された各支部の状況により常務理事会にて審議決定する。

第4章 加盟団体の義務

(遵守すべき事項)

第8条 加盟団体は関係法令及び加盟団体に適用される本協会規程等を遵守し第3条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

2. 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
3. 加盟団体は反社会的勢力と一切の関係を持たないものとする。
4. 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
5. 加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出義務)

第9条 加盟団体は、各団体の運営・事業又は活動に関する本協会からの問い合わせ等に対し、適切に対応しなければならない。

第10条 加盟団体は、毎事業年度開始1箇月前までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿

第11条 加盟団体は、毎事業年度終了後2箇月以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業報告
- (2) 収支報告書（貸借対照表が望ましい）

(加盟金)

第12条 加盟団体は、運営規則第5条に規定する加盟団体規模に応じた年次加盟金を、毎年7月末日までに定められた金額を納入しなければならない。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第13条 運営規則第5条により新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
 - (2) 規約
 - (3) 役員一覧表
 - (4) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算案
 - (5) その他本協会が必要と判断した資料
2. 加盟の承認を得た団体は、直ちに運営規則第5条に規定する加盟金を納付しなければならない。

(脱退)

第14条 加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を本協会に提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

第6章 処分及び不服申立

(処分)

第15条 加盟団体が第5条に定める組織を有しないこととなったとき、第8条から第12条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不相当と認められるときは、加盟団体に理事会における弁明の機会を与えた上、理事会の議決を経て、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

(不服申立)

第16条 前条により処分された加盟団体が、処分通告後2週間以内に処分に対する不服の申し立てをすることができる。

第7章 その他

(加盟金等の精算)

第17条 加盟団体が第14条により脱退し、又は第9条から第12条違反により退会した場合、既に納付した加盟金等は、理由の如何を問わず返還しない。
また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた加盟金等は、直ちに納付しなければならない。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則1

- 1. 本規程は、令和4年4月1日から施行する。